

第 1 3 回 三 番 瀬 再 生 会 議

議 事 録

日時 平成 1 8 年 7 月 1 4 日 (金)
午後 6 時 00 分 ~ 午後 8 時 45 分
場所 浦 安 市 民 プ ラ ザ Wave101

目 次

| | |
|--------------------------------------------|-----|
| 1 . 開 会 | 1 |
| 2 . 議 事 | 1 |
| (1) 第 1 1 回から第 1 2 回までの再生会議の結果について | 2 |
| (2) 三番瀬再生計画 (事業計画) (素案) について | 8 |
| Dグループ | 9 |
| Eグループ | 2 3 |
| (3) 報告事項について | |
| ・市川海岸塩浜地区護岸検討委員会要綱の改正及び委員の追加について | |
| ・平成 1 8 年度三番瀬自然環境合同調査の実施について | 3 1 |
| (4) その他 | 3 3 |
| 3 . 閉 会 | 3 3 |

1. 開 会

三番瀬再生推進室長　ただいまから第 13 回「三番瀬再生会議」を開催いたします。

本日は、矢内委員、村木委員から、所用のため欠席との連絡がございました。また、佐野委員からは、多少遅れるとの連絡がございました。

現在、21 名中 17 名の出席をいただいております。設置要綱第 6 条第 5 項に定める会議の開催に必要な委員の半数 11 名を充足しております。

配付資料の確認をさせていただきます。

- | | |
|----------|--------------------------------|
| 次第 | 裏面に委員名簿がございます。 |
| 資料 1 | 第 11 回から第 12 回までの再生会議結果 |
| 資料 2 | D グループ、E グループ、C グループのとりまとめ結果 |
| 資料 3 - 1 | 市川海岸塩浜地区護岸検討委員会要綱 |
| 資料 3 - 2 | 平成 18 年度三番瀬自然環境合同調査実施事業の実施について |

となっております。

また、参考資料として、委員及びオブザーバーの方には、事業計画素案に対する全体または 1 章に関する意見についての資料を配付しております。

資料等、漏れはございませんか。

次に、新委員の紹介をいたします。

このたび新たに三番瀬再生会議委員として、(独)水産総合研究センター中央水産研究所浅海増殖部浅海生態系研究室 張成年室長様にご就任いただくことになりました。ご紹介申し上げます。

早速ですが、これから会議に入ります。会議の進行は大西会長にお願いします。

大西会長　張さん、何か一言ありましたら。

張委員　はじめまして。張と申します。中央水産研究所の浅海生態系研究室の室長をやっております。私自身はあまり干潟のことには詳しくないのですが、学生の頃に、甲殻類が主ですが生物の生態の研究をしておりました。よろしくお願いします。(拍手)

大西会長　どうぞよろしく願います。

2. 議 事

大西会長　きょうも非常に暑い中を皆さんおいでいただきまして、ありがとうございました。

今から議事を進めたいと思います。

はじめに、会議開催結果の確認を担当していただく方、いわゆる議事録の確認ということですが、今回は吉田委員と米谷委員にお願いしたいと思います。事務局がつくったものを、これでいいと確認をしていただく。よろしく願います。

本日の主な議題は、第 11 回から第 12 回までの会議結果、それから、2 番がメインになりますが、「三番瀬再生計画(事業計画)(素案)」について。報告事項として二つあります。市川海岸塩浜地区護岸検討委員会要綱の改正及び委員の追加について、平成 18 年度三番瀬自然環境合同調査の実施について。そして(4)その他です。「次第」に沿って進めたいと思います。

(1) 第 1 1 回から第 1 2 回までの再生会議の結果について

大西会長 はじめに、11 回から 12 回の再生会議結果、これまでの議論を確認する意味で、簡単に紹介してください。

三番瀬再生推進室長 それでは、議題(1) 第 11 回から第 12 回までの再生会議結果ですが、第 11 回は前回報告が終わっておりますので、第 12 回、会議次第の資料 1 の 3 ページをお開き願います。5 月 25 日に開催された第 12 回再生会議の結果でございます。

まず、県から 3 月 28 日に諮問した「三番瀬再生計画(事業計画)(素案)」についてご審議いただきました。また、5 月 19 日に設置した三番瀬評価委員会についてご議論いただきました。概要は以下のとおりでございます。

資料が「第 11 回から第 12 回再生会議の結果について」と書いてございますが、大変恐縮ですが、「第 10 回から第 11 回再生会議の結果」と、「11」を「10」、「12」を「11」に訂正をお願いします。

1 第 10 回から第 11 回の再生会議の結果について、資料に基づき確認しました。

2 「三番瀬再生計画(事業計画)(素案)」についてですが、

一つ目は、パブリックコメントの実施結果についてということで、

・県から、4 月 19 日から 5 月 18 日まで実施したパブリックコメントに、91 名の方から延べ 98 件の意見提出があったことを報告いたしました。

二つ目は、再生会議委員グループによる整理結果について。

・再生会議での議論の効率化を図るため、再生会議委員を 5 グループに編成し、節ごとに問題点や課題整理を行っていただき、その結果を各グループのとりまとめ責任者から報告をいただきました。

会長のまとめですが、

・パブリックコメントは、今後の再生会議での議論に反映させていく。

・各グループのとりまとめ状況に差異があることから、グループ内での検討を継続し、グループに寄せられた意見も踏まえた具体的修正案について、グループ内での合意形成に努めていただきたい。

また、グループ検討の対象には位置づけていない第 1 章(事業計画の概要)に関する意見についても、各委員から提案していただきたい。

・次回会議では、順次、個別事業ごとに議論していくとともに、集中討議ができるよう、7 月下旬に臨時の再生会議を開催することとしたい。

ということでした。

3 三番瀬評価委員会についてですが、

一つ目は、会議結果及び評価委員会における検討事項(素案)についてということで、

・県から第 1 回評価委員会の会議結果の概要を報告し、評価委員会における今後の検討事項について素案をお示した。

二つ目は、三番瀬再生会議への評価委員会からの報告とお願いということで、

・評価委員会の細川座長から、再生会議から評価委員会に指示をする際の留意点を提起していただいた。

意見としては、

- ・評価委員会は順応的管理を機能させるような活動をしてほしい。
- ・評価委員会は再生会議の指示のもと、個別の検討委員会で検討された事項についても当該委員会での検討を踏まえて専門的な立場から評価することになると思う。

ということでした。

会長のとりまとめですが、再生会議から評価委員会に対して以下の2項目を指示されました。

- 1) 三番瀬全体の自然環境を定期的に把握する「三番瀬自然環境調査」のあり方を検討すること。
 - 2) 事業に着手した「市川市塩浜護岸改修事業」に係るモニタリング手法について、必要な助言をすること。
 - 4 報告事項についてですが、県から個別の検討委員会の開催状況等について一括報告をいたしました。
 - 5 その他ですが、次回の再生会議は本日7月14日とするということでした。
- 以上が結果でございます。

大西会長 前回の会議の経過について説明してもらいましたが、何かこれについてご意見、ご質問ありますか。

竹川委員 前回、市川航路の浚渫の問題の報告があったのですが、まとめて短時間にやられたものですから。今まで、この市川航路の浚渫については、「航路のために浚渫をする」ということは目的に書いてあるのですが、これを茜浜のほうに投棄するという今実施中の投棄事業につきましては、以前、漁業のために茜浜に持って行って捨てるのだという説明があったのですが、今回もやはり茜浜に持って行くわけですが、これはどういうふうに漁業のために有効になっているのか、これまでの評価はどのようにされているのか、それをお聞きしたいということが一つ。

それから、評価委員会の報告にありますように、県のほうから検討事項の素案というのが出ていまして、「素案を示した」という表現になっているのですが、前回の会議の中ではいろいろこれについて問題提起がされました。ちょっと問題ではないかという問題提起があったのですが。お示ししたというのは、それは事実ですからいいわけですが、これについてそういう問題提起があったということを、何らかの機会にまた論議をしていただきたいと思いますが。

大西会長 1点目については、県のほうから説明ができますか、今。担当の方がいらっしゃるかどうか……。

今ちょっと準備ができていないので、今の質問はわかりましたので、次回に対応するか何らかの対応を考えたいと思います。それでよろしいでしょうか。

2点目については、後の議題と関係しますので、後の中で消化したいと思います。

竹川委員 結構です。

大西会長 ほかに、前回の議事内容についてご意見、ご質問等ありますか。

竹川委員 前回の議事内容ではないのですが、前回終わりました後、一つの提案を県の事務局を通して座長にお願いしていました。事務局からは「追って回答する」という連絡をいただいたのですが、その結果がどうなっているのか、ちょっと確認しておきたいのですが。

大西会長 ポイントだけ言ってください。

竹川委員 評価委員会の第1回の結果を踏まえて、もう1回、拡大の形ででもいいから拡大の評価委員会を持って……。

大西会長 評価委員会については後で私は触れますので、そのときに。

竹川委員 はい、わかりました。

大西会長 ほかになければ、本日の議事に入りたいと思います。

まず、いま出た評価委員会に関係してですが、前回もいろいろ意見交換をしたわけですが、この場で何人かの方からの質問、あるいはいま竹川さんが言われたように、事務局を介しての質問などから見て、評価委員会に対する再生会議委員の考えに少し差異がある、ばらつきがあるように思いますので、その点は整理するところから始めたいと思います。

一つの意見としては、評価委員会というのが第三者機関で、第三者というのは再生会議に対する第三者機関だという観点からのご質問なりご意見が、この場の外で知事に対しても行われたりしているように思います。

まず、再生会議（私たちの会議）と評価委員会との関係について、これは確認になると思いますが、両方とも設置要綱というのがあって、それぞれの役割が設置要綱上明記されているのですね。それによると、まず三番瀬再生会議は、「三番瀬の自然環境及び再生事業について評価すること」というのが、「事務」という表現ですが、役割としてあります。そのことが明示的には書いていないですが、「評価」という言葉に関連して、三番瀬再生会議に評価委員会を置いて、評価委員会は再生会議（この会議）の指示に基づいて次の事務を行うということになっています。そこは前にも確認したように大きく二つに分かれていて、一つは、三番瀬全体のかなり全般的な自然環境の定期的なモニタリング手法の検討や、モニタリング結果に基づく評価を行う。あとは、個々の再生事業に関連して、その事業についてのモニタリングなり評価を行って、再生事業の継続の適否について三番瀬再生会議へ報告する。事業と全般についてのモニタリングあるいは評価を行うという役割なのですね。

本来、評価委員会が再生会議と同時期に、1年半前に発足していれば、あまり食い違いというか、皆さんのイメージのずれというのがなかったと思うのですが、諸般の事情で遅れて発足したということで、再生会議と評価委員会が少し生き別れになっていた。片方がしばらく冬眠していたということですね。設置されなかったということです。設置された段階で、改めていま確認した要綱に基づいて進めていきたいと思っています。

つまり、この再生会議も、内部に三番瀬の再生に利害関係を有する方を含んでいますが、そうでない方も多くて、全体としては、県や当事者に対してある種の第三者機関で中立的な観点から自然科学的あるいは社会科学的な観点から三番瀬の再生について意見をまとめて、直接的には知事に対して答申をするという役割を持っていると思います。運用の都合上、利害関係者の方も中に入っていていただいて議論するのが適切だということで、地元の方、あるいは、いま残念ながら参加できていませんが、漁業関係者にも入っていていただいているということになっていると思います。したがって、我々全体が客観的に三番瀬の再生を議論する第三者機関という役割を持っているのだろう。「第三者機関」という言葉がちょっと紛らわしければそれを使わなくてもいいと思いますが、客観的に三番瀬のあり方を議論している。

ただ、その中に、専門的に詰めなければいけない、特に環境に関連して問題がたくさんあります。これは円卓会議の中でも経験したことであります。そこで、そこを専門的に議論していただくために、専門家の集まりである評価委員会を設けるとというのが要綱です。ただ、評価委員会は、独立して走っていくのではなくて、再生会議の指示に基づいて、再生会議の議論が足りないところを専門的に掘り下げて議論していただいて、三番瀬再生会議に報告していただく、あるいは助言していただくということになっています。

したがって、再生会議と評価委員会は一体で、ある種の再生会議の見解が、評価委員会を通じて形成されるというふうに私は理解をしています。文面からも、そういう理解で概ね良いのではないかと考えているわけですが。

そうすると、この両者は一体なので、再生会議に参加しておられる委員である専門家の方々にも評価委員会で専門的な議論をしていただいて、さらに専門性を広げるために、それ以外の分野の専門家の方々にも評価委員会に入っていただくということで、概ね評価委員会の現在の構成は、再生会議委員とそうでない方が半々ぐらいで構成されていると思います。これは半々というところに意味があるわけではなくて、必要な専門分野をより広く揃えるということで今言ったような構成になっているというふうに考えるわけです。

したがって、今後も再生会議の議論をさらに掘り下げていくとか、あるいはその他再生事業について専門的な分野における助言というのもありますから、評価委員会の中で、再生会議が十分に気がついていないような点についても、議論の中で出てきたら助言していただくということは当然あっていいと思いますが、基本的には再生会議と一体として役割を果たして、知事への答申等については、再生会議の答申として評価委員会の意見が活かされるという関係でいきたいと思っています。

ということで、再生会議に対してチェック機関として評価委員会があるということではなくて、再生会議と評価委員会は一体として、例えば県の施策に対してチェック機関としての役割を果たすというのがまさに設置要綱が言っているところで、我々はそうしようとしているところではないか。この点は、今のは私の見解ですけれども、確認をしたいと思います。

もしご意見がありましたら、これは少し議論したいと思います。

川口委員 今の点、大西会長からの説明で、前回もお話して、あるいは一般的な意見としてもほうぼうで僕は聞くのですが、再生会議と評価委員会が一体ということで、「自分のした施策や、つくったものを、自分で評価する」という批判が大分出ていますね。今の大西会長のご意見ですと、第三者機関として中立的立場、客観的な意見を言うということと、評価委員会とこの再生会議が一体だということとの論理的な矛盾というか、それしか学識経験者が世の中にいないのであればそういうこともあり得ると思いますが、自分でやって自分の評価をするということが果たして一般社会で容認されるのであろうかというところを前回も問題提起しました。今の大西会長の説明だと、前回出した私の意見は、それを否定して、改めてそういうことでいくのだという確認をされたのでしょうか。

大西会長 ちょっとお尋ねしますが、「自分でやって自分で評価する」、そこがちょっとわからないんだけど、どういう意味ですか。

川口委員 要するに、今「半々」と言いましたね。この再生会議のメンバーが6人いるわけです。それでいいのかというのを僕は問題提起を前回しているのですけれども。

大西会長 「自分でやって自分で評価する」という意味がわからない。

川口委員 自分で会議して、ここでいろいろなものを決めたりするわけですね。その決める委員もいて、それを評価する委員もダブっているということですよ。

大西会長 いやいや、そこに誤解があると思うんです。この再生会議で評価する対象は、県のつくった計画や、県の行う事業です。それを再生会議は評価するのだけど、評価する際に専門的な検討が必要になる場合があります。それについては、評価委員会のほうでさらに専門的に議論していただく。その結果を再生会議に報告していただいて、再生会議の評価の意見をつくらうと。場合によっては知事に答申するということになる。再生会議を評価委員会が評価するんじゃないですよ。再生会議の役割の一つに評価というのがあるわけです。その評価の事務作業を一緒にやる、より深くやるための委員会が評価委員会。そこを、多分、誤解されていると思います。

川口委員 それは言葉のロジック的に聞こえるんですけども。結局、県が出した事業そのものを再生会議でも討論しているわけですね。その事業はそのまま推進しろとか、それはやめたほうがいいんじゃないかという議論を、再生会議（この会議）でしているわけですね。自分でその事業は進めようとした委員が、自分がした事業を評価するわけでしょう。おかしくないですか、それは。

大西会長 そこに誤解があるんだね。例えば、いま形式的に言うと、評価委員会の設置要綱を読んでもらいますと、「再生事業の継続の適否について三番瀬再生会議に報告する」という役割があるんですよ、評価委員会に。だから、我々がある事業についてどうすればいいかというときに、少し専門的な検討が要ると思えば、それを評価委員会に頼むわけです、検討してくださいと。評価委員会は報告してきますね。それをここで紹介して、それをもとにまた議論して、再生会議の態度を決めるわけです。だから、一旦、再生会議が態度を決めて、その態度について評価委員会が評価するのではなくて、再生会議の態度を決めるときに評価委員会の報告を生かすということです。

川口委員 それであれば、同じメンバーである必要はないわけですね。

大西会長 何にこだわっているのかわからない。

まず、仕組みはよろしいですか。

川口委員 仕組みは理解できました。

大西会長 ある個人が意思決定するとき、いわば知恵袋に頼むということですね。それは個人を評価しているわけではなくて、評価したい人の知恵になってくれる。

メンバーについては、三番瀬再生会議にも専門家はたくさんいるので、その方にも入っていただこうと。ここで議論するわけですから、それは不思議なことではないと思うのです。優れた専門家を選んでいるわけで、評価委員会の専門家としても活躍していただく。ただ、専門分野は、再生会議は限られたメンバーでやっているし、専門家以外の方も入っているの、「評価をする」という観点だと足りないということで、さっきおっしゃったような構成で、ここに入っていないメンバーの方も入っているという構成になっています。だから、何人ということはないと思いますが、再生会議の議論と評価委員会の議論が別々な方向に行くというのもおかしいので、その議論の連続性を保証するという意味では、評価委員会の何人かの方がむしろ再生会議に入っていたほうが良いと私は思っているのです。で、そういう構成になっている。これは、円卓会議のときに専門家会議というのがあ

って、その専門家会議のメンバーは円卓会議の専門家委員が事実上兼ねていた。ただ、議論は、それだけ専門的テーマについてやるので、より深くやっていく。それと同じような構成です。

川口委員 長くなって申しわけない。もう一言。

そうすると、「方向性が違うことはあり得ない」というのが今の会長の意見の中にありましたが、では、評価委員会が、この事業はまずいとしてストップする権限はあるのですか。

大西会長 権限はないと思います。「まずい」という意見が評価委員会でまとめれば、再生会議に報告されるわけです。再生会議には評価委員会以外の方ももちろんいるので、ここで議論して、そのとおりだ、まずいということになれば、再生会議から例えば知事に対する答申の中にそのことは書かれるし、あるいは、「評価委員会はそういうふうに評価したけれども、やっぱり継続したほうがいい」と仮に多数が言ってある種の合意が図られれば、評価委員会の意見は意見として再生会議の結論は少し違うということになる。最終的なその場合の決定は再生会議で行うということになります。

川口委員 ほかの委員の意見も聞いてみたいですけど。

大西会長 まだこれが軌道に乗っていないので、どんなことになるのかなということはあると思いますが、今のような観点で私は運営していきたいと思っています。

何か特にご意見があれば。竹川さんも、論点は多少関係していたと思いますが。

竹川委員 あとの平成 18 年度の調査問題の中でももう少し具体的に論議ができるのではないかと思います。

大西会長 では、大枠としては、よろしいですか。

竹川委員 はい。

大西会長 実際に会議でお互い反目し合ったってうまくいかないわけですから、全体がより議論を深めるという方向でうまく回っていくことは必要だと思います。実際に動いていないので、どういうふうになるのかということではいろいろ心配された方もいらっしゃると思いますが、今のような格好で整理して進めていきたいと思っています。

それでは、その点については、またもし何かあればそのときに議論するというところでいきたいと思っています。

もう一つ、運営の仕方について確認をさせていただきたいのですが、一つは、会場の方からの質問について、極力質問する時間を取っているのですが、今までを振り返ると、最後のほうに慌しく質問の時間を設ける。その質問があって、一応、一問一答的には答えないということになっていることもあって、その質問は一体どう扱われるのかと、質問された方も不満に思っている方もいらっしゃると思うんですね。そこで、これはけがの功名みたいな格好ですが、ここで議論するのと並行してパブリックコメントをかけて、再生会議の中にパブリックコメントの結果を反映するというやり方をいま取っているわけですが、それと同じような考え方で、もっと短期ですが、議論の真っ最中に、どこかで議論を打ち切って、質問の時間を5分なら5分取る、そういうふうにして、議論が始まってまだ続くという中間で会場の方からの質問を入れたいと思います。その質問には、ここで一問一答的にやると長くなると思いますので、再生会議委員の方がそれを聞いて、その後の発言、議論の中で生かすものは生かすというふうにしていきたいと思っています。したがって、議論

が続いているときに、見計らって突然会場の質問タイムを設けるという運営になると思います。特に今日から各パートの事業計画の議論をするので、パートごとに議論の最中に質問をいただくような時間を取りたいと思います。そういう格好で運営していきたいと思います。時間を決めてということになると思います。

これについてはよろしいでしょうか。

(「はい」の声あり)

大西会長　それでは、試行でそういうふうにやってみたいと思います。
時間の関係もありますの、先に進めたいと思います。

(2) 三番瀬再生計画(事業計画)(素案)について

大西会長　まず、「再生計画(事業計画)(素案)」についてであります。

前回、全体を網羅して報告していただいたわけですが、きょうから本格的に審議する。今日と23日、恐縮ですが休みの日に出てきていただいて議論します。

効率的にやっていくということも考えて、議論に参加したグループの中で比較的まとまりがいいというものを優先して議論して、こんな感じでまとめていくという仕上がり状態をそれなりに確認して次に展開していったほうが効果的かなと思って、はじめにDグループの議論。それぞれ相互のつながりはもちろんあるのですが、独立性もあるということで、順番はそれほど重要ではないと思いますので、Dグループの議論を最初にして、次にEを行う。この二つは比較的まとまっていたものです。きょう時間があればCグループについて議論する。あと、B、Aの順で、23日にかかるとは思います。議論したい。したがって、D、E、C、B、Aと、やや複雑ですが、そういう順番で議論を進めたいと思います。最後に計画全体にかかわる事項、これはグループを決めていないパートが最初のところにあります。そこについての審議を、全体を行った後にしたいと思っています。

議論の進め方に限って何かご意見があったらお願いします。

よろしいでしょうか。

では、これはそういうことでお任せいただきたいと思います。

それからもう一つ前置きですが、どういうふうにして最終的に取りまとめを行うのかということで確認をしておきたいと思います。

答申文をつくるというのが作業になります。去年、基本計画をやったとき、どういうふうにしたかということ、できるだけ意見の一致をみようということで、消極的反対は事実上の賛成とみなしてもいいと思いますが、強く反対者がいて意見が一致しないということが明確なものについては答申に盛り込めないということになると思います。できるだけ合意を図っていきたいという趣旨です。したがって、意見の一致したものを採用するという事です。

それから、今回は事業計画の諮問なので、基本計画は今まだでき上がっていない、県のほうで預かってもらっている格好になっています。最終的に知事のほうでつくっていないわけですが、ここに今から議論が及んでしまいますと、審議を議会等も含めてやっている中で混乱を来すと思いますので、基本計画については当再生会議としては意見を出しているということで、そこには及ばないというふうにしたいと思います。したがって、事業計

画についての答申を行うのが役割だと。もちろん将来については基本計画を変更することがあると思いますが、現在の段階ではそこには議論を及ぼさない。

それから、県から出されている諮問 計画の素案について、これは修正あるいは新たな意見を付け加えることがたくさん出てくるとと思いますが、それを明記して、かつ、どういう意味でそういう修正を行うのかという理由をつける。県のほうで受け取ったときに趣旨がはっきりするような格好にしたいと思います。ここで議論しているので理由は明らかとも言えますが、かなり数が多くなるとしますので、誤解を避けるために文章で理由を付すことでより明確にしたい。

それから、さっき、全員一致したものを取り上げると言いましたが、全員は一致しないのだけど非常に賛成者が多い意見、あるいは事業計画の中に盛り込むのは適当ではないけれどもぜひ関連して述べておきたいということについては、付帯意見ということで、事業計画とは別だけれども、事業計画の答申案につけて再生会議の意見として述べるというやり方も取りたいと思っています。

ということで前置きは以上で、答申案の取りまとめ作業は、これから2日議論に充てまして、23日に概ねまとめたいと思っていますが、もう既にお願ひしておりますが、各グループの取りまとめ責任者の方に各グループのまとめについてはお願いしたい。それから計画全体の調整と、第1章というのが総論的な部分ですが、そこは割り当てグループがないので、ここでの議論を踏まえて、大変申しわけありませんが、吉田副会長に取りまとめをぜひお願いできればと思います。ちょっと大変な作業になります。

ということで全体のまとめをしていきたいと思っています。そういう進め方について、何か意見があればお願いします。

よろしいでしょうか。

では、途中で何か進め方について意見があればまた伺うことにして、いま申し上げたような方針で進めていきたいと思っています。

D グループ

大西会長 事業計画（素案）について議論に入ります。

最初にDグループから行きたいと思います。

前回の報告にちょっと変更があるということですので、吉田さんが取りまとめ委員なので変更内容について説明をしてもらって、その後、審議したいと思います。お願いします。

吉田副会長 Dグループの取りまとめを担当した吉田でございます。蓮尾委員、米谷委員とともに担当しておりますが、12回以降の動きとしては、7月5日に、Dグループが担当する部分について、新規事業の提案などもしておりますので、そういったことも含め、担当課に来てもらいまして、一緒に話をしました。その議論の進展を踏まえて今日お話ししたいと思います。

皆さんのお手元の資料では、本日配付の議事次第がついている資料の5ページ、6ページ、7ページ、8ページ、資料2のDグループの4ページ分でございます。もう一つは、多分、委員の方にしか行ってないかもしれませんが、「千葉県三番瀬再生計画（事業計画）（素案）」というコピーが机の上にあるかと思いますが、34ページの第8節、35ページの

第9節、41ページの第11節、ここが該当するページです。その両方をご覧いただきながら聞いていただきたいと思います。

まず、「第8節 環境学習・教育」についての部分です。

この節のほかの節と非常に異なる点は、ほかの節は基本計画の該当の節を引用した四角に囲った下に「第1次事業計画の目標」とか「施策の体系図」が載って、その次に「計画事業」と来るのが普通なのですが、この節だけそれがございません。理由としては、現在、環境学習施設等検討委員会というのを開いておまして、そこでの議論がなされる前に書いてしまうのはちょっと遠慮したほうがいいのではないかということで、県のほうとしてはそれを入れてなかったわけです。これに関しては、環境学習施設等検討委員会のほうもいま徐々に話を進めております。現在はまだ現状把握という段階ですが、おそらく、この再生会議のほうでこれから7月中にもう1回、9月にもう1回やっていく間には、環境学習施設等検討委員会の議論も追いついてくるのではないかと思いますので、ここに書かないというよりは、一応案として入れたほうがいいのではないかと考えました。ただし、環境学習施設等検討委員会における議論の進展を踏まえて若干修正する可能性があるとお含みいただいた上で案を出しております。

入れたいと思う第1次事業計画の目標としては、

三番瀬の再生をすすめて行くためには、より広範に多くの方が三番瀬に関心を持ち、再生への活動に参加できるようにして行く必要があります。そのため、

1. 環境学習・教育に関する検討委員会の設置

これは既に設置しております。

2. 環境学習・教育に関する人材育成

3. 三番瀬に関する環境学習・教育活動の支援

を行います。

この3番目は、県が行うものだけでなく、一般に関係市あるいはNPO等で行っているものも支援していくという趣旨です。

これを、ぜひ、「基本計画案」というところと「基本計画事業」と書いてあるところの間に入れたいということです。

これが「環境学習・教育」の節に関する追加事項です。

あとは、財源確保などについてもいろいろ意見は出ているのですが、財源確保は全体に関係するので、具体的にこの中の言葉には入っておりません。もし必要であれば、蓮尾さんに補っていただければと思います。

次に、第9節になります。資料2は5ページ、事業計画案のほうは35ページをご覧ください。

35ページ、ここに関しては、前回、節全体に関して、維持・管理にかかる費用確保に関する記述がないので、我孫子市のオオバン市民債や狭山丘陵の「トトロのふるさと基金」のような積極的な財源確保を検討すべきということも書きましたし、いろいろなことを提案しました。

先ほど申し上げましたように、財源確保については、維持・管理だけの問題ではなくて、すべてにかかる問題ですので、この中だけに入れてしまうのではなくて、全体にかかるものとして、例えば私がまた担当することになりました前のほうに書くか、あるいは付帯意

見につけるか、そういう形でそちらのほうに持っていきたいという希望を持っております。オオバン市民債に関しては、米谷委員が非常に思い入れがございまして、別に1枚資料をつくっていただきましたので、それはまた後ほどお話いただければと思います。ということで、そこは前回書きましたけれども、今回、具体的な修正案からは抜けております。

具体的に追加・変更していただきたい点は、アンダーラインで書いてありますように、「三番瀬の維持・管理に係る持続的な財源確保、漁業者・市民などが友好的で広域的につながりを持って協働できるさまざまな手法について検討をすすめます。」。ちょっと意味がわかりにくいかと思いますが、前は、三番瀬パスポート制度など、これは後藤委員から提案していただいたものですが、例えばクリーンアップ作戦とかそういったものに参加すると、そのパスポートに判を押してもらって、将来的に貯まると地元のノリ、アサリを含めてそういったものとポイントが交換できるとか、そういう市民参加を促進すると同時に地産地消を進めるようなアイデアのことを言っております。

2として、これは現在既に書かれているものですが、第1次事業計画の最後が「三番瀬自然環境のモニタリング体制を確立します。」だけで終わっているのですが、確立するだけではなくて、「水質汚濁や生物多様性の低下等の環境変化に対応する」ということをやっていたいただきたいので、その前に「合同調査、自然環境データベースの構築等を実施するとともに、水質汚濁や生物多様性の低下等の環境変化に対応するために」というのをに入れていただきたいということです。

それから、ここには書いてございませんが、もう一つ付け加えていただきたいものとしては、「また、クリーンアップ活動等、関係市や市民によって行われている維持・管理活動を支援して行きます。」と、県がやっていないものに対しても支援ということを書いていただきたいということです。

これが「第1次事業計画の目標」にかかわる部分です。

次に、事業計画案の37ページ、具体的な計画事業についての変更案に入ります。

まず、1の「ビオトープネットワーク事業」。現在、「学校を中心としたビオトープネットワーク」とサブタイトルがついていますが、これを「学校を中心としたビオトープネットワークの形成と展開」というふうに少し広げていただきたい。学校の校庭だけに収まるのではなくて、そこから三番瀬につながるようなものにしていくために、サブタイトルを変えていただきたい。「5か年の目標」についても、「流域を含めた学校を中心としたビオトープネットワーク計画の策定」で終わっていますが、「策定と展開」としていただきたい。そして最後に、文として「さらに、ビオトープネットワークの展開を促進するため、市民による生物マップ作りを支援するとともに、個人や民間企業等の協力を得てビオトープネットワーク形成を促進するための手法を検討します」というのをに入れていただきたいということです。先ほど大西会長が言われた背景の説明が全然書いてないのでちょっとわかりにくいかと思いますが、言わんとすることは、実際にビオトープというのは学校で行うというだけでは周辺までは広がってこないし、三番瀬までつながってこないわけです。それをやることでどういう生物が復活してきたのか、そういったことを市民が調査していく、モニタリングしていくということが大事ですし、学校周辺の個人の庭でも、あるいは雑木林の所有者であればそういう地権者でも結構ですし、あるいは民間企業の工場敷地内でも結構ですし、ただ単なる緑化ではなくて、生物の生息の場としてのビオトープをつく

ることに協力していただけたところがあれば協力していただいて、生物というのはちょっとぐらい離れていても飛び石状に移動できますので、そういった移動経路を確保することによって三番瀬から丘陵地帯までつなげていくという、そういうちょっと夢を持った書き方で書いております。實際上、これは千葉県内では、例えば流山市などはグリーンチェーン戦略という形で打ち出しておりますので、そういったことを三番瀬周辺でもやりたいということがこの言葉に込められております。

次に、この計画事業には書かれていないのですが、新しい提案として新規追加です。今4番まで書いてありますが、5番として、「三番瀬人材バンク事業」というのを提案いたします。「5か年の目標」は「三番瀬人材バンクの創設」。「三番瀬再生にさまざまな形で協力できる人材を登録できる人材バンクを創設し、県の再生事業にご協力いただくとともに、地元市・NPO等から依頼があったときは、人材の紹介を行います。」。文章はもうちょっといい書き方があるかもしれませんが、「人材バンク」というのもいい言葉かどうかわかりませんが、趣旨としては、これから団塊世代の退職の時期を迎えて、仕事の中でノウハウを持っていらっしゃる方もあるし、退職といってもまだまだ体力があり三番瀬再生にご協力いただける方もいらっしゃるわけで、そういった方たちを、今の段階ですとどこかの団体に入らないとなかなかできないのですが、こういう制度があれば、そこに登録していただいて、こういった事業でも、県が主催するものにもご協力いただけるし、場合によっては地元市とかNPOとかに声をかけてほしいといった場合にはそこに声がかかるとか、いま環境学習のほうでも、こういった方に声をかけてお願いしたらいいのかわからない、博物館の学芸員とか特定の方に講師が集中していて大変忙しい状況になっておりますので、そういった方が登録されていけば、小学校のようなところからも、それではうちの近くでこういう方がいらっしゃるのだっただけならぜひお願いしようとか、そういったこともできる。そういった制度をつくったらどうかというのが、この提案の趣旨でございます。

6番として、また新規追加がございます。「三番瀬パスポート制度(仮称)(新規追加)」ですが、これは後藤委員の提案のパクリです。そのまま書いたわけです。「5か年の目標」は「三番瀬における地域協働の促進のための手法の検討」。三番瀬の再生に関わる漁業者・市民などが友好的かつ広域的に地域協働を行うことのできる手法(三番瀬再生計画案で提案された「三番瀬パスポート制度(仮称)」等)について検討を進め、可能なところから直ちに実施していきます。」という書き方で、先ほど申し上げたようなボランティア活動が促進され、かつ地産地消の促進につながるような、そういったものができないかという提案でございます。

7番の新規追加事業として、「三番瀬の維持管理活動の支援」。これは先ほど「第1次事業計画の目標」に入れたものですが、「5か年の目標」としては「三番瀬における維持・管理活動の支援の継続」。もちろん支援は実際やっているのですが、これは継続してやっていくということで、「クリーンアップ活動等、三番瀬において関係市や市民によって行われている維持・管理活動を引き続き支援して行きます。」という言葉を入れていただきたい。

以上が第9節に係る提案でございます。

次に第11節に移ります。事業計画素案では41ページの「第11節 広報」になります。まず題名ですが、「事業計画の目標」のところは特に提案はございません。

具体的な計画事業のところに入ります。

4番に「三番瀬再生事業の支援と広報」という言葉がございます。これは前回12回のときは、キャッチコピー、マークの募集、エコラベルの検討などさまざまな活動をすべきだということを提案したのですが、伺うと、これはNPO支援という内容だということですので、この広報というのは私どもが提案した広報とちょっと違う内容だということがわかりましたので、ここについてはそのままいいと。ただし、「支援と広報」となっていることから誤解が生じたので、題名を適切に変更していただきたい。ここについては、題名をちょっと変えていただければ、中身をいじってくれということはありませんということになりました。

43ページに、「5 三番瀬再生クラブ(仮称)の設立」と「6 三番瀬再生キッズ育成事業」、二つありまして、第12回ときは、二つに分けている意味がわからない、おとなから子供まで、地域から企業までが参加する仕組みづくりが必要なので、これは一緒にしたほうがいいのではないかと提案を行いました。県の説明をよくよく聞いてみますと、5番の三番瀬再生クラブのほうは、県民のうち、おとなと企業ということではなくて、広く県民を対象としたもの、企業も含んで対象としたものだということが理解できました。三番瀬再生キッズのほうは、どちらかということ、三番瀬の再生に取り組む学校を支援するという趣旨のものであるということ。ですから、三番瀬再生キッズのほうは、教育委員会とも協力しながら少し手厚く支援していくという趣旨のものである。そういった違いがわかりましたので、これを一緒にしろという提案は撤回いたします。

ただ、名前がそういう趣旨がわかりにくいということがありますし、「三番瀬再生クラブ」というのはどうかなという感じがいたしましたので、例えばサポータークラブとか、そういう言葉がいろいろ出ていましたが、何か名前のほうは魅力ある名前に再検討していただきたいということです。

6番のほうも、趣旨は理解できましたので、合体しろという提案は撤回いたしました。が、「再生キッズ」という言葉が、これももうちょっと魅力あるものにできないか。学校を対象としたものだということがわかるような、「学校」とか「スクール」とか「授業」とか、そういう言葉が入ったほうがわかりやすいのではないかと提案がございました。これについても、内容ではなくて、名称のほうでご検討いただきたいと思います。

そして、最後になりますが、先ほど4に入れようとしたマークとかラベルとかキャッチコピーとか、そういうものについては別枠の事業の提案ということにいたしまして、7番として「三番瀬再生の広報に係るCIの検討」というものを入れてほしいという提案です。「5か年の目標」は「三番瀬再生の広報に係るCI(コーポレート・アイデンティティ)の公募と検討」というものです。「三番瀬再生にかかわる、NPOによる多様な再生事業への取り組みを支援し、県民や企業の再生事業への参加を促進するため、三番瀬再生のキャッチコピー、マーク、エコラベル等のCI(コーポレート・アイデンティティ)について、一般公募を含む検討を行います」というような言葉を入れていただきたい。

いろいろなものがあると思います。NPOが共通で無料で誰でも使える三番瀬再生のマークとかキャッチコピーもぜひ欲しいし、場合によっては、ワールドカップの支援企業じゃないですが、そういう三番瀬再生を支援してくださる企業だけが使えるという、ちょっと権威を持ったエコラベルというようなものがあってもいいと思いますし、そういったも

のを含んでぜひ検討していただきたい。そういう趣旨でございます。

以上、三つの節についてお話ししましたが、3人の委員とも全員一致ということで提案させていただきました。

もし、米谷委員、蓮尾委員、追加がございましたらお願いしたいと思います。

米谷委員 5ページの「第9節 維持・管理」のところで、財源確保に関する提案として、答申全体の付帯意見に昇格したオオバン市民債について1枚提出してありますので、ご一読ください。

これは、湿地の用地獲得の成功例として取り上げました。ポイントは、国債よりも利率が低いのに定期より若干利息が高いということで5倍も申し込みがあって、公開抽選になった市民債です。マスコミ報道では、「趣旨が明確であったため人気を呼んだ」とも書いてありまして、最近の市民は意義のあるものとか付加価値がついているものは買うのだな、という感想がありました。実際、現場は、16年に募集されて、もう既に排水路の浄化実験と自然再生実験の二つをやっていましたので、アクションも早いなと思って、1枚提出させていただきました。

大西会長 これについては、できれば付帯意見で入れようということですか、この考え方がわかるように。

吉田副会長 そうですね。これは米谷さんが、維持・管理だけではなくて、例えば土地の買い取りも含んだそういったことに使えるような財源として提案されたので、維持・管理だけの節に入れてしまうのはもったいないだろうということもありますし、県のほうとしても、財源まで、この節はこれでやれと制限されてもやりにくいということがありますので、それはもっと広くとらえられるような場所に書き込んだほうがいいだろうということになりました。

大西会長 それでは、第8、9、11節について議論したいと思います。10分から15分ぐらい意見を再生会議でやった後、会場の意見を聞きたいと思います。

木村委員 例えば5ページの一番下のほうに「広域的につながりをもって協働できる」とか、7ページの上から2番目に「市民などが友好的かつ広域的に地域協働」とか書いてありますが、これは言葉としては僕も非常にいいのですが、実際に谷津干潟などを見た場合に、例えばあそこをずっと散歩してみればわかりますが、ほとんどの池には金網を張って、鳥が池の魚 金魚とかを捕まえないようにしたり、広い範囲で地域の人が、干潟があるということで、単に協働するというのと違う、そういう意識もあるんですね。維持・管理の上では、地域の人が自然を求めるといって、それは大きい面ではいいのですが、もう一步掘り下げて地域協働ということを考える必要があるのではないかと僕は思うのですが、その点はどうでしょうか。友好的に地域も協働して干潟を守る、それはいいと思うのですが、実際に、例えば習志野でも袖ヶ浦あたりでも、広い範囲でサギが来て、池を荒らしてしまうということがあるんですね。そういうことも含めて、どうしたら干潟とか三番瀬を地域の中に認めてもらうかということも、単にこれだけの言葉では掘り下げてないんじゃないかと僕は思うのですが、どうでしょうか。

大西会長 なかなか難しい問題であると思います。ここでも議論した中で、例えば浦安の湿地再生ではそういう議論もありますね。湿地再生は、我々は提案していますが、浦安市民側からすると、湿地で例えば蚊がわくとか、そういう問題もある。だから、湿地のそばに住

んでいる人にとってはプラスだけではない面もある。場合によってはそういうこともあると思いますね。だから、具体的に隣にいる市民についてもそれが非常にプラスになるし、遠くからときどき訪れる人にとってもプラスになるという関係にしていくにどうしたらいいか。それも協働の中だと言えればそういうことかもしれませんがね。議論して深めていくということで。

木村委員 問題点もやっぱりあるということはちょっと書いておいてもらわないと。調査というのは、自然の調査もしてもらいたい。

大西会長 意見を出していただいて、担当のグループの方からもコメントをもらいたいと思います。

倉阪委員 7ページの三番瀬パスポート制度ですが、「三番瀬パスポート制度」という名前で思い浮かぶ中身が人によって違ってくるのではないかと。おそらくこれは北九州市でやられている環境パスポート制度を念頭に置いて書かれているのかなと思うのですが、地域通貨のような形で、北九州市は平成16年12月から2ヵ月間実証実験をやって、いろんな環境活動をやったらポイントがもらえる、そのポイントについてはいろいろなところで使える、市の施設でも使える、あるいは協力した企業のものが買えるとか、そんな形で地域通貨をつくって、それを環境パスポートと呼んだわけですが、私の「これでいいのか」も含めてもう少し中身を書いたほうがいいんじゃないかという意見を申し上げたいと思います。

川口委員 質問ですが、6ページのビオトープネットワーク事業ですが、「流域を含めた学校を中心としたビオトープネットワーク」とありますが、一つ目の質問は、ビオトープの形態、規模 面積的なものです、対象にしている生物、それについてお尋ねしたいのです。

なぜその質問をするかということ、私は三番瀬の原風景を知っていて、海、振り返ると野原があって、小川があって、両方に自然があった。それがだんだん流域が狭められて都会化したので、ビオトープという問題が出ると思うのですが、目の前に三番瀬があって、なおかつビオトープが学校単位で要ると。どうも、僕は箱庭をイメージしてしまうのですが、生物をそこで育むということは都会化した子供には必要だと思うのですが、規模とか対象としている生物が何かということが少し説明があるといいのかなと思いました。

それと、これは意味がよくわからないのですが、8ページの「コーポレート・アイデンティティ」というのは、日本語に訳すとどういう意味ですか。

清野委員 三番瀬の自然環境データベースの構築事業の文章だと、わりと県とかそういう主体が行った調査のイメージがあるのですが、それに対して、いろいろな市民の方々の活動の結果がこういうデータベースの一部も成して蓄積されていくという、そこももうちょっと明文化して書いていただいたらどうかと思います。データベースの構築とか更新の主体が誰になるのか、そういうところも。

大西会長 6ページの一番上の2ですね。

清野委員 はい。そのあたりは、もし議論があれば、市民調査の結果とか観察の結果、学校で取ったデータを蓄積するという、そういう市民や学校のデータも立派なモニタリングだということの明記をしていただけたらと思います。

ちなみに、日本の海岸生物の生物多様性がどのように減ったかというデータは、学校の夏休みの磯採集で何十年もあのデータを取り続けた一つの学校のグラフが出て、非常にそれが衝撃をみました。ですから、三番瀬の中でもこういうふう提案されているので、せ

ひ、生物多様性とか水質汚濁の中に、学校が定点観測のポイントだということをわかるように入れていただけると幸いです。

本木委員 5ページの第8節の部分について若干意見を申したいと思います。

要は、確かに第8節はほかの節と比べると「第1次事業計画の目標」がないという書き方の違いはあるのですが、それは先ほどの説明のとおりですが、ただ、ないから節の目標として追加すると言っているのですが、原案のほうは「5か年の目標」ということでここに記載されているのですね。これは修正案と対比してみると、中身はそんなに違ってないで、「第1次事業計画の目標」としてここへ追記するだけであって、中身はこの原案どおりなのかどうか、その辺の説明をいただきたいと思います。特に、既に設置済みの環境学習・教育に関する検討委員会というのは先ほど説明のとおりでありまして、私は、この1次の目標というのは、検討委員会の設置が目標ではなくて、検討委員会の中で検討すべき環境学習の内容とか、人材育成とか、そういったものを検討するための検討委員会なのであって、ここへ並列的に1、2、3と並べるべきものではないのではないかと、そんな気がするのです。要は、この原案の中で「5か年の目標」としてここに入れてあるのは、「環境学習に関する検討委員会を設置し、こういうことを検討していきます」というほうが、私どもにはわかりやすいような気がするのです。

大西会長 ほかにいかがでしょうか。

では、そんなところですが。

吉田副会長 わかりやすいように、どの方からというのではなくて、5ページから行きます。ですから、本木さんののが最初になります。

これは、何を加えていただきたいというので1、2、3と振ってあるということにして、1、2、3とこういう箇条書きで入れてくれと言っているわけではありません。ですから、まさに本木さんがおっしゃったように、設置して、人材育成、環境学習・教育活動の支援など、そういったものを検討するということです。ただ、これを入れた理由は、私は先ほど説明を忘れたのですが、県の説明を聞いて趣旨はわかったのですが、私は、この目標が書いてないと、例えば環境学習施設等検討委員会での検討が例えば今年度で終わったとして、でも5年先の見直しでないとそれが追加できないかと思ったのですね。そうしたら、とんでもなく実行が先になっちゃいますよね。そうではなくて、この事業計画をつくっても検討されれば付け加えられるという説明ではあったのですが、それだったら今から付け加えておいたほうがいいのではないかとということで、つまり、環境学習施設等検討委員会の中で当然検討されるであろう事項が書いてあるということなのです。ですから、矛盾がないように書いてあるのは、そのとおりでございます。

それから第9節に関しては、木村委員がおっしゃった部分は、多分、フェンスがあったりして入れなかったり、あるいは離れたところの人は「いい」と思っても、地元の人がどういうふうに感じるか、そういった問題があるかだと思います。ここでは維持・管理ということで、その財源確保として一応書いてあります。多分、フェンスとかそういった問題については、その前の「第7節 海や浜辺の利用」といったところで書かれるところではないかと思っております。

それから、6ページの清野委員のお話で主体は誰かという問題につきましては、主語が書いてないものは、これは千葉県の計画ですので、すべて「千葉県が」が主語です。あえ

て関係市とか市民とかNPOのことについて触れる場合には、そういう主語を入れて、それを支援するとか、それも取り込むとか、そういう書き方をしなくてはいけないので、清野委員のご指摘の部分は重要だと思いますので、そういったものがわかるような形で書きかえる必要があると感じました。

次に、ビオトープネットワーク事業に関する川口委員の質問です。

その前に、千葉県は、ビオトープに関しては、ビオトープの推進のマニュアルとか事例集とか、ほかの県に比べても非常にいいものを出しております。地域ごとにこういうビオトープがあるよということを説明したり、非常にわかりやすい本を出しておりますので、それをご覧いただくとわかりやすいのですが、ただ、今、学校ビオトープという形でやっているものは、どうしても学校の敷地内でやられるものですから、規模はそれほど大きくはない。それはそのとおりだと思います。形態等についても、グラウンドに水が漏れないようにビニールシートなどを敷いて、そこに水を入れるとか、そういう人工的なものが多い。ただ、佐野委員の学校では湧水の自然のものを使ったり、そういったところもありますが、人工的につくっていったところが多いと思います。そういった面で「箱庭的である」ということはそのとおりだと思いますが、箱庭的でないようにするにはどうしたらいいかと考えますと、箱庭的なものでは目標生物がトンボですとかせいぜいカエルとかその程度になってしまいますので、もうちょっと周辺の民地とか民間企業等の敷地がいろいろな形でつながっていきまると、一つ例を挙げますと、流山市では今「オオタカの森」が核としてありますので、その周辺で建てるマンションなども、湧水池はビオトープとして鳥類などが移動できるように、あるいはオオタカがそこで狩ができるとか、そんなことをやっていて、江戸川大学でもちょっと協力したりしているのですが、そういう形で考えていけば、対象とする生物はもうちょっとグレードアップしてきます。そういったことができないか。現在、ビオトープをやっているのは、埋立地の学校もあるかもしれませんが、どちらかというと台地のほうから進んできていると思いますので、それがうまくつながっていけば、一つの例として、それこそ、例えばヨシキリの生息がずっとつながっていくとか、そういう形が取れるのではないかと私は思っているのですが。

倉阪委員のご指摘の点はわかりました。パスポートというのは普通は旅券のことだと思うので、地域通貨とかそういう意味として理解されないのではないかとということだと思いましたので、その辺の書き方はちょっと工夫する必要があるなとわかりました。

川口委員のご指摘、8ページ、「コーポレート・アイデンティティ」、これは何と言ったらいいかわからないので、そのまま「コーポレート・アイデンティティ」なんですが、キャッチコピーとかマークとかラベルとかそういった一般的には企業のイメージを消費者に浸透させるためのもの、そういうものを言うと思います。ただし、今回使っているのは三番瀬再生の「C I」ということで、三番瀬再生というものを県民に理解していただくための言葉であったりマークだったりしますので、どうしてもまい言葉がなくて企業等で使っている「C I」という言葉を使ったという次第です。

大西会長　　また委員の方から意見があるかと思いますが、さっきの約束どおり、ここで5分ぐらい、今の第8、9、11節について会場の意見を聞きたいと思います。ご意見のある方は挙手をお願いします。

発言者A　　「市川三番瀬を守る会」のAと申します。

7ページの「広報」のところで、三番瀬再生クラブあるいは三番瀬再生キッズの設立という項目がありますが、僕の手元に県の事業計画案自身を持っていないので、中身の詳細についてはわかりません。この検討委員会の今の答申に基づいて発言するのですが、私は市川にいて、「市川三番瀬を守る会」でも、子供たち・学校に三番瀬を知ってもらおうパワーポイントを用いてのいろいろな計画を今つくっているところですが、市川の市民に「市川に海があるの?」という質問をよく受けるんですね。そういう意味でも、三番瀬の渡り鳥や底生生物の豊かさというものを広く市民と生徒・学校に知ってもらおうような県としての事業計画と、それに基づいた具体的な広報というものを考えていただくのも、この中にぜひ入れていただきたい。そのことが大切なのではないかと思いますので、よろしく願います。

大西会長　ほかによろしいでしょうか。

会場からの意見はよろしいですね。

では、以上とします。

それでは、委員の議論に戻りたいと思います。

倉阪委員　さっきのビオトープネットワーク事業についてですが、せっかく三番瀬の再生に関連するこの事業ですので、具体的にどういう生物があるのかというのは私は特定はできないのですが、学校のビオトープで育てたものがまた三番瀬に直接戻るとか、苗じゃないですが何か育ててそれを三番瀬に戻すとか、そういうような形で直接に三番瀬とのかかわりということも考えられ得るのかなと思いますので、検討の際にはよろしく願いたいと思います。

後藤委員　今のビオトープネットワークの件ですが、これ自体、円卓会議のところで提案させていただいたので、事業計画の37ページを見ていただくとわかるのですが、「三番瀬の再生には、流域を含めた住民の活動が必要であり、水循環や生物・生態系を通じた三番瀬を身近に感ずる体験型の環境学習が必要です。このため、学校等を中心として、『上流から三番瀬までの命のつながり』をキーワードとしたビオトープネットワーク」という趣旨です。では、これはどこで。閉鎖性のものもあると思います。つくれないところもあるので。とりあえず閉鎖性でも、その次のステップとして、川に近いところは川がやったらいいし、湧水があるところは湧水を使ったらいいし、雑木林があったら雑木林を使ったらいいし、それぞれのところで違うのですが、生態系全体が山から海までの流れの中にあるということ、要するにその中で体験しながら意識していく。今言った倉阪さんも、もし可能であれば、少し水路でもつなげてみたらうまく生物が入ってくるのではないかな。そういったことも考えた上で、学校ということで皆さんこだわったと思うのですが、趣旨としては、もう少し広いところで、やりやすいところとしては学校が大事ではないかな。

それから、ビオトープというのは、生物が生息する場ですので、「新たにつくる」という意味ではなくて、いい自然があれば自然を守りながら育てていくことですので、そういうのでちょっと見ていただければいいと思います。「学校」と書いたのは、手始めとして、子供たちが自然を知らないの、命がどう生まれどう死んでいくか、どう食われていくかということも知らないの、その意味も込めてここは書いていますので、あまり言葉で細かくとらえていただかないほうがいいかなと。具体的な計画はこれからきちっと県のほうでやっていただければいいのかなと思っています。

それから、さっき倉阪さんからパスポート制度についてあったので。これは、円卓会議で書き込んだときは、その具体的なイメージがなくて、エコマネーまでつながればいいなと。入口でもいいかなと思っているので、これについてはこれから県のほうで検討していただいて、再生会議でも検討していただいて、いろいろなレベルがあると思いますので、それはどういうレベルから始めたらやりやすいのか。あまり最終目標を持っていっちらうと5ヵ年でできるかどうかわかりませんので、その議論はしっかりやっていただいて、レベルセットをして、その中のイメージづくりみたいなのができ上がっていけばいいかなということですので、よろしくお願いします。

川口委員　　今の後藤委員の説明でビオトープを考えている意識としてはわかったのですが、私たちが子供の頃は、例えば生物の流れという意味であると、自然の中に全部あったのですね。例えばセミを見ると、セミが穴の中において、それが木にはい上がって行って、木の上で孵化してセミになるとか、チョウチョとか、海のものもそうですね。みんな卵だったり稚魚だったり。そういうものを見ていて、成長の過程を全部自然の中で見ていたのです。ですからビオトープの持っている意味がすごくあるのですが、バーチャルリアリティにならないような学習にしていっていただきたい。例えば三番瀬の干潟のときに、生徒をその干潟に連れていったほうがよほど実体験、自然の体験ができるのではないかというのがあるので、ビオトープ学習の中に「実際の自然を見せる」という項目もぜひ検討していただけたらいいなと思いました。

佐野委員　　僕もビオトープネットワークのところで意見を述べたいのですが、先ほど吉田委員から紹介いただいたように、たまたま私が今いる学校は、船橋市が保全した樹林が学校の敷地の脇に接してしまっていて、そこから湧き水が出ていて、ちょうど学校の敷地の中が湿地になっていて、そこを尾瀬のように木道を通して、ホタルが出たり、サワガニがいたり、プラナリアがいたり、あるいはオニヤンマがたくさん卵を産んでヤゴがたくさんいたり、非常に豊かな場所なのですね。そういったところを学校の教育であるとか、あるいはそこから湧き出た水が三番瀬に注いでいるわけです。そんなことで、このビオトープネットワークについては僕は非常に関心が高いところなんです。

学校を中心に進められるということは、大いに結構なことだと思います。県立高校の中でも、たまたま前任者が一生懸命にそういうことをやられていて、一応私、そういった面ではそれなりの意識を持っている人間が異動していったのですね。これは非常にうまくいったのですね。実は、先生方の人事異動はなかなかそこまでの配慮がなされていないことが多くて、小中学校でも、ビオトープ等いいものができても、人事異動で熱心な先生が転勤されてしまった後そのまま放置されて、結局は機能しなくなっているという例も多々あるのですね。これが僕は非常に重要なことで、後藤委員が言われたように、結局、流域の自然環境が豊かになる再自然化の一つの方法だと思うのです。そういう意味で非常に重要だと思うのですが、教育委員会のほうに本当に理解していただかないとなかなかこれは難しいところがあって、そういう意味では、本当に進めたいゆえに教育委員会の協力もすごく必要だろうなと思っております。

後藤委員　　川口委員がおっしゃられたことは、いい自然を見に行くというのもそうなのですが、実はイベント型というのは非常に大事です、いい自然を見に行くのは。ところが、小さくてもいいからその自然を1年間見た上で、いい自然を見たときに初めて両方がわかる。

そういう意味では価値あるのかなと僕は思っていて、両方やっていけばいいことだと思いますので、よろしくをお願いします。

清野委員　　ビオトープネットワークについてですが、6ページの文案で、「個人や民間企業などの協力を得て」と文案の修正で書いていただいています。吉田さんの解説で、空間のそこを緑地にしてくれるとか、そういう意味の協力も含めてなんだなというのがわかったと思いますので、もうちょっとその部分を文章で一言二言入れていただくといいのかなと思うのです。ネットワークと協力というと、場所の提供とか、そういう感じではなく、もうちょっとソフトっぽいような印象もあるので、そこを入れていただけたらと思います。

ちなみに、個人で、例えば江東区でもやっているみたいなベランダのビオトープとか、生垣にするとときに区がある程度補助するとか、そういった個人でもできることのつながりが空間的な連続性をつくっていくと、そういうイメージがもう少し書き込まれると、「緑の回廊」という概念に近いのかなと思います。「緑の回廊」というのはなかなか一般に伝わりにくい概念だと思うので、「ネットワーク」という言葉でいいと思うのですが、「空間の連続性を上流から海に至るいろいろな方の協力を得て生き物のためにつなげていきます」とか、「みんなが流域を実感できるようにします」とか、きょう議論にあったことを文中に若干でも込めていただけたらと思います。

木村委員　　この前、たまたま谷津の干潟で、めったに卵を産まない野鳥が卵を産んだんです。そうしたら、その日のうちにカメが来て、卵を食べちゃったんですね。でも、めったに産まない卵だからそれを守るといふようなことはしないで、そのまま置いておいて、早い話がカメに食われてもいい、それが自然を守っていくことであると、市役所の方から説明を受けたのです。そういう面では、何か自然をつくっていくみたいな感じがすごいですね、再生とか。本当の意味で、再生というのはどういうイメージだということがよくわからない。僕も古い東京湾をよく知っていますので、そういう意味では、再生にしても、非常に大きなイメージが湧かないようなことを僕は期待しているんですが、そこまでどういふふうに考えているのかということですが……。再生、再生と言っても、どういうところを……。つくっていくような意味が多いと思うんですけど、どうですか、このところは。どういう意味で再生というふうに考えていらっしゃるのか。

大西会長　　それは、いろいろな議論をして、まだ一つのゾーンには結実していないと思います。例えば、学校の校庭が仮に土だけだ、そこにその地域の自然に合わせた空間を一部つくろうと。それは最初はつくるわけです。だけどずっとつくり続けるわけではなくて、自然の循環に入っていくので、そこに何が来るかとか、どういうふうにそこが変わっていくかというのは自然の作用を受けると思います。ただ、意図的にある場所をその地域にもともとある自然の作用に委ねるような場所にしようということは、思い立ってやらないと、土で固めてある校庭だけだと、ましてコンクリートで固めたら、それは自然にはならないですね。やっぱり、人間の働きかけと、その地域にもともとある自然の作用が合わさるのだらうと思います。そっちも重視しないといけないと思います。それは吉田さんが専門だから、僕があまり解説する必要はないかもしれないけれども。

吉田副会長　　木村委員がおっしゃっているのはどこをおっしゃっているのか探してはわからなかったですが、一般的なこととしてお答えすると、自然再生推進法の中でも再生というのは、単に新しくつくることではなくて、保全・再生・創出並びに維持・管理というところ

るまで広くとらえているわけです。ここで言っている再生というのは、「つくる」という意味ではなくて、リストラクション（復元）という意味だと思います。保全ということは、今ある自然を大事に上手に利用していくということでしょうし、再生・復元というのは、かつてあった状態に戻していくということもあるでしょうし、創出というのは、今ピオトープで議論になっていますように、校庭なんか完全に運動場にしてしまったところであれば、そこにつくっていくという場合は創出になるでしょう。そして、そういう保全されたところ、あるいは復元・創出されたところを維持・管理するという活動まで全部含めて、広義の再生であるという定義になっていると思うのです。この事業は自然再生推進法に基づいて行われているものではありませんが、基本的にはその考え方で合っているのではないかと思います。

川口委員 先ほど傍聴人の方からも意見が出ましたように、「市川には海がない」というような、そういう人たちに海の生物を教えるときに、これは三番瀬再生会議の中での議論ですから、三番瀬の生物というのは海水じゃないと育たないわけですね。それでも「市川には海がない」という人たち、特に松戸周辺とか海から遠く離れた学校では、海があることさえ知らない子供がいる。そういう意味では、ピオトープの必要性というのは十分にわかるのですが、それをつくるがために自然を変えた形でピオトープをつくってほしくないなというのが僕の感想です。

歌代委員 今、意見を聞いていますと、そんなに大きな違いはないと思います。私も大卒においては吉田グループの意見には賛成いたします。しかしながら、ただいま学習施設等検討委員会というものが新たに設置されて、これから議論する。この項目はあまり議論されていない項目なので、一応この辺でまとめて、委員会における議論の進展を踏まえて、大幅かもしれませんが、若干の修正の可能性ありと書かれておりますので、この辺でまとめていければよろしいのではないかと思います。

大西会長 適切なお指示、ありがとうございます。

蓮尾委員 川口委員がおっしゃったことで、ピオトープの展開というのは、小さな海をそれぞれの学校でつくろうという意味ではない。あくまでも、それぞれの学校の立地している条件の中で、海につながるいろいろな命というものを実感してもらえればと、そういった趣旨であることをもうご理解いただいていると思うのですが、念のため付け加えておきます。

大野委員 5ページの第9節の「第1次事業計画の目標」の中に追加変更するというオオバン市民債、ナショナルトラスト、これは大変大きな問題だと私はとらえているわけです。まさに再生のための土地の確保を目的としているものであって、こういう目的があるのかどうなのか。なければ当然これは成立しないわけですから、その辺をお伺いしたいと思います。

大西会長 オオバン市民債は、直接、三番瀬とは関係ないですね、今。

大野委員 市民債は、市有地の16haを市民債として借入金で買い上げたということが書かれていますね。これはナショナルトラストの形だと思いますが。私には具体的には感じない。すごく抽象的で、仮にお金を集めて何をするのかなと、そういうことです。

本木委員 6ページのピオトープネットワーク事業という部分について意見を言わせていただきたいのですが。

先ほど歌代委員が、言っていることはそんなに違わないのではないかというお話でした。

私もそういう視点からこれを受けとめているのです。というのは、確かにマップづくりも必要だし、民間企業の協力を得てビオトープネットワークの形成を促進するというのは大切だと思うのですが、この事業計画の原案の1は、今まで議論も出ていたように、上流から三番瀬までの命のつながりを学習するためにこういうことをやっていきましょう、そして環境学習に関する検討委員会をつくって、その指導を受けながら具体的なものを一つ一つやっていきましょうという原案だと私は思うのですね。したがって、ここでこういう修正をしなければいけないのかどうか。私は、サブタイトルの修正、「形成と展開」というのを入れよう、これは賛成ですけれども、その下の中身の事業内容までここに入れなければならないものなのかどうか、これについては若干疑問を持ちます。

大西会長 いろいろな意見を第8、9、11節にいただいたのですが、ビオトープとか、キッズ育成という、言葉はともかくとして、そういう方針とか、挙げられたキーワードについて、そういうジャンルそのものが不相当だという意見はなかったと思います。したがって、提案されていることを含めて、三番瀬再生事業の中でそういうキーワードを含めて事業を何か設定していくべきだということについては合意があるのではないかと思います。ただ、その一つ一つの中身の具体的な展開については意見の差異もあると思います。あるいは注意もいただいたと思いますので、その辺も踏まえて、いずれにせよ事業計画の次に実施計画が出てきて具体化されていくわけで、最終的には県の事業として一つ一つが具体化されていきますので、実際にはそこで中身が詰まっていくわけです。ですから、事業計画の文言は、その事業を実際に実施していくときにある程度方向づけを行うということで、事業内容そのものをここで特定するわけではないので、そういう意味では一致しないところについては少し含みを持たせる表現を使うということで、きょうの議論を踏まえて吉田さんのほうでまとめていただいて、23日に、できればこんな感じでというのを再度提案していただくというふうにしたいと思いますが、いかがでしょうか。

川口委員 ちょっと一言。8ページの先ほどの「コーポレート・アイデンティティ」ですが、これからもこういう横文字の表現が出るとありますが、日常的に認知されている言葉以外は、また説明しなければならない言葉はなるべく避けていただきたいと思います。そうじゃないと、書いてある意味がわからないと思うのですね。よろしく願いします。なるべく日本語に変えていただきたい。

大西会長 賛成ですね。わかりやすい表現にするということで行きたいと思います。

それでは、今の第8、9、11章については、議論を踏まえて整理をしていただくということで、次回、その整理をまた提案していただきたいと思います。

それでは、ここで大槻副知事がお見えになっていますので、ちょうどDの議論が終わってEに移るところでもありますので、ご挨拶をお願いしたいと思います。

大槻副知事 遅くなりまして失礼いたしました。また、きょうは皆さん大変お忙しい中を再生会議にご出席いただきまして、ありがとうございます。

県議会も7月7日で終わりました、その間、6月20日の三番瀬だけに特化した特別委員会等でこの三番瀬の扱いについての大変幅広い議論がございました。今月に入りまして、来週7月20日に、県議会のほうとしては特別委員会としては全体の総括的な質疑を行っていただく予定でございまして、知事が直接出席した中での特別委員会ということで、私どもも、今まで全体の提起された課題を十分頭に置いた中での県議会の対応をしていき

いと思っておりますが、皆さんのまたさらなるいろいろなお知恵、ご支援もよろしくお願
いしたいと思っております。

今、第8節からの議論を私も途中から拝聴させていただきましたが、私も、海というよ
りは森林という自然のほうからの環境学習に対していろいろ関心を持っている一人でござ
いいますが、とりわけ、昨今、子供たちが非常に早く切れているんな非行問題に走るという
視点から、自然を使った中で子供たちの情操教育とあわせて人間の社会関係を十分知るた
めの素材として自然のメカニズム、多様な生態系を提供できないかということで、私も
近々、教頭先生を相手に1時間ちょっとお話する予定になっているのでございますが、こ
の三番瀬は、海、周辺の湿地もひっくるめた非常に幅広い生物の戦いといいますが、共存
という面もあるのでしょうか、その中でこの人間社会を子供たちがどう見ていくかという
ヒントにこの環境のフィールドを十分使えればと思います。

既にこの会場にいらっしゃる多くの皆さんも、何かの形で既にそういう場に直接の当事
者としてタッチいただいているかと思いますが、どうかこの議論を十分生かした中で、私
ども、早急な事業計画の完成に入りたいと思っておりますが、議会の中でも、率直に申し
上げて、「いつになったらこの議論が終わるのか」というような意見もございました。そ
ういう面で大西会長はじめ委員の皆さんには、来週の日曜日に時間をいただいた中で本当
に集中した議論をいただくわけですが、できるだけ早く最終的な事業計画に対する答申を
いただきまして、県としてもその事業計画に基づいた実行に早く入りたいと、かように思
っておりますので、体力戦の議論でございますが、どうか皆さんの一層の議論を心からお
願い申し上げまして、ご挨拶にかえたいと思います。

きょうはありがとうございます。(拍手)

大西会長 どうもありがとうございました。

いつになったら議論が終わるのかと今お言葉がありました。我々からすると、いつ始
められるのかと聞いていたのです。やや諮問を受け取るのが遅かった。

それはともかくとしまして、鋭意頑張って議論したいと思います。ありがとうございます。

E グループ

大西会長 次に、Eについて、これは取りまとめを倉阪さんをお願いしてきましたので、説明
をお願いします。

倉阪委員 Eグループの取りまとめの倉阪です。Dグループのように楽しげなことが入ってい
るところではなくて。Dグループで書いたようなことは、この事業計画を待たずに県のほ
うはどんどん進めていっていいと思いますので、「いつになったら」と言わずに、やって
いただければと思います。Eグループのほうは、若干センシティブな話が入っております。

第10節と第12節を担当しておりまして、細川委員と木村委員と私とでグループを形成
しております。

まず第10節ですが、9ページでございます。

こちらについては、条例の制定とラムサール条約という大きな二つの制度的な取り組み
の話が書いてあります。それぞれ円卓会議時代から力を入れて議論をし、条例の要綱まで

つくって、それを県のほうに投げかけていた。そういった状況でございました。ここについて「具体的に目に見える努力を行うようお願いしたい」という一文を答申文に盛り込むべきであるという意見が意見1でございます。「計画期間内に、条例制定の重要性の認識が県議会にも共有されるよう、また、ラムサール条約への登録について地元自治体・漁業者等の関係者の合意形成が得られるよう、具体的で目に見える努力を行うようお願いする。」ということでございます。この「答申文に盛り込むべき」という書き方ですが、こちらは一応、計画事業としては条例の重要性等も書いてあり、あるいは登録促進というのが書いてあるわけですが、こちらについて何か進展をしていただきたいということで、知事さんに対するこちらの答申文の中にできる限り目立つように書いていただきたいということでございます。

二つ目、「ラムサール条約への登録促進」ですが、こちらについては、「三番瀬がラムサール条約に登録されることは」と書かれていますが、三番瀬のみならず「行徳内陸性湿地などの関連地とともに」という形で広く検討していただきたいということでございます。

三つ目ですが、「関係機関との連携、関係者との調整を進めます。」と書いてありますが、若干ぎらぎら書いてありますが、「漁業者をはじめとする関係者との調整を進めます。」と調整の対象を明確にするということをお願いしたいと思えます。

次に第12節でございます。

「第12節 東京湾の再生につながる広域的な取組」といたしまして、提案の計画事業は一つでございます。「国、関係自治体等との連携による広域的な取組」ということです。こちらについて(1)から(4)まで従来行っている内容が基本的に書かれているわけですが、ここについても何か目に見える新しい取り組みが必要ではないかという理由から、「個別の取組」という項を付け加えてもらいたい。これは新規事業ということではございません。事業名としては「広域的取組」という事業名でいいわけですが、事業内容として一つ加えてもらいたいということです。中身としては、「上記の取組に加えて、県内や他都県との類似事例との交流会の開催、河川上流との経済的・社会的交流の強化など、広域的な連携を図るための個別の取組を企画し実施します。」ということでございます。

次に意見5でございます。こちらについては、事業内容のところですが、「赤潮、青潮が発生するなど、湾全体の問題となっております。」この問題の中身をもう少し具体化するよう、「赤潮、青潮が発生するなど、その生態系の状況が悪化し、湾全体の問題となっております。」と書いていただきたいということでございます。

最後に意見6でございます。この広域的取組の趣旨がいまひとつ明確になっていないということで、この事業内容の説明文の中に、「このことによって、三番瀬の再生に資するとともに、東京湾内に残された貴重な自然としての三番瀬の重要性を広く知らしめます。」と趣旨を書き加えていただきたいということでございます。

以上でございます。

大西会長 第10節と第12節について、これもグループの中で全員一致でこういうまとめができてきているということですので、これについて皆さんからの意見、質問をお願いします。

張委員 先ほどのグループDの話とか、このグループEの意見等を聞いていますと、何かイメージ的にはサンクチュアリっぽいようなイメージを最初感じたのですが、ここで「漁業者等の関係者の合意形成が得られるよう」という一言があって、漁業者、漁業に関する配慮

もなされていると思うのですが、具体的に、最終的に漁業との兼ね合いと申しますか、そういうのはどのようにイメージされているのでしょうか。

大西会長 事業計画の中にも漁業のところがありまして、第3節が漁業に当てられているのですね。かなりいろいろな項目について述べられていて、漁業との共存を考えるというのが一つの大きな柱になっています。それはいろいろなパートで出てくるということですが、ここについては、例えばラムサール条約あるいはその他の制度ということだから、条例を制定してくださいという提案をしているわけですが、その条例の中身も、漁業者の役割がそこにうたわれたり、あるいはラムサール条約についても、漁業者の方がラムサール条約制定後の状態について、少なくともここでも不安を表明されていたわけですが、そのことについてきちんとした合意が必要だということになっているわけですが、そういうことを踏まえてこういう記述があるということなのです。

倉阪委員 ラムサール条約に登録するからといって、これは漁業活動ができなくなるということでは全くありませんので。逆に、「賢明な利用」という中で漁業と両立するような形で、漁業も進展するように、全体の海の豊かさを確保していくという意味で漁業生産も増えていくような方向を目指すというのが趣旨ではないかと思っておりますので、サンクチュアリという意味合いがちょっとわかりませんが、手をつけないという意味でのサンクチュアリを目指すわけではなかろうと思っております。

大西会長 ちょっと付け加えますと、漁業者については、この再生会議にもぜひ入っていただくということで、発足した当時、前段階からお願いしてきているわけです。いろいろな事情で入っていただけないということで、別途、漁場再生の委員会を県で設置して、その委員と再生会議の委員が少し重複して、情報の伝達といいますか、議論の内容がこちらにも活かされるというふうに間接的になってはいますが、聞くところでは、それぞれの漁協でも、執行部体制が変わったということでもありますし、もうじきこの期の再生会議のメンバーの任期が終わりそうなので、いま入っていただくというのはいかにも中途半端という感じになるのかもしれませんが、次の期、12月から新しいのになるわけですから、ぜひ漁業者の方にも入っていただいて議論していくことは必要かなと思っております。

清野委員 私が参加させていただいている水質とか干潟の関係もありますので、整合性もありますので伺わせてください。

第12節ですけれども、「広域的な取組」の大半が水質ということですが、生態系とか土砂とか、前半とつながるところ、陸域の問題とか、そのあたりについてはもうちょっと書き込んでいただけるといいのかなという気がします。そのあたりはいかがでしょうか。よくよく読むと環境保全という話ですが、普通に読んじやうと、自治体の環境保全会議もそうですけれども、水質を中心にした話が多いので、もしご意見があれば教えてください。

竹川委員 第12節の中で、44ページ、図解がありまして、矢印の一番下の枠の中に「東京湾再生のための行動計画との連携」という内容があるわけです。我々はこの会議の中では東京湾再生のための行動計画についてあまり勉強していなかったわけですし、その背景とか施策の中身についても十分に勉強していない。しかし、この中で「連携」としていきますと、これは中身を少し問題にしたいと思うわけです。

今まで東京湾関係は水質の問題が重点的に出ていますが、漁師の人が言いますと、とにかくアクアラインができたために東京湾の海の漁の環境ががらっと変わってしまったとい

うことがありますし、羽田の飛行場のこともあります。いずれにしましても、行動計画は逐年の計画があって、逐年の計画の検討もされている。かなり具体的な中身が入っていますね。この中でいわゆる人工海浜の問題、人工干潟の問題、中ノ瀬航路からの浚渫土砂、各地域での海浜づくりとかいろいろあるわけですが、そういうことを考えてみますと、上からの方針の連携ですから、連携していれば予算もつくでしょうし、スムーズに事が運ぶかもわかりませんが、従来からこの場で言っていたいわゆる千葉主権というのでしょうか、計画の方法論にしましても千葉方式ということが盛んに言われているわけですから、単純に「連携」と言ってしまってよろしいのかどうか。その辺を論議していただけたらと思います。

川口委員 第12節のところで、素案の45ページを見ると、「汚濁負荷量の削減」とか、「水質汚濁防止法」とか、「COD（化学的酸素要求量）」とか、りんの問題、「東京湾の必要な水質改善対策について」とか、いろいろな記述があるのですが、それと、いま竹川委員から出た「国・関係自治体との連携による」というところに絡んだ発言ですが、浄化槽の問題で、合併浄化槽ですと大体20ppmのものが「処理された」として流されているのですが、市川で言うと、その程度の汚れたものが三番瀬の中に毎日のように流入している。その量を聞くと、毎日、600 m³ぐらいの、「汚水」と言っているのかわかりませんが、そういうものが流れている。せっかくこの再生会議でいろいろな問題を改善しようとしているときに、会議の最中に日々そういうものが、600 m³というと学校の平均的なプールで言うと2杯分、その水が毎日この三番瀬の海域に流れ込んでいる。下水道についても、生活排水、工場排水も含めてですが、こういうことも記述の中にぜひ入れて、本当の意味の県と市との連携が取れるような体制づくりまで記述していただきたいと思いますが。

大西会長 グループのほうから答えてもらう前に、さっきのお約束ですが、ここで会場の意見を伺いたいと思います。第10節と第12節についてご意見がありましたら。

発言者A 「市川三番瀬を守る会」のAでございます。

まず第10節の意見1、「ラムサール条約への登録についての地元自治会・漁業者等の関係者の合意形成が得られるよう、具体的で目に見える努力をお願いします」と、「具体的で目に見える」という項目が入ったのは大きな前進だと思います。

私はラムサール条約についてはずっと大きな関心を払ってきたし、大西会長、吉田副会長は、円卓会議でのラムサール条約と県条例の制定のところで大きな役割を果たしていただいた。そのお二人がこの責任者を務めているということとも相まって、例えば「具体的で」というのは、それこそ具体的に言いますと、浦安市の市長には直接お会いできなかったのですが、浦安市の当局者は、ラムサール条約の登録との関係でこういうことを言っているのです。つまり、浦安市の計画を具体的に進める上で第二湾岸道路ができるかどうかということが密接にかかわっている、そういう意味でも第二湾岸道路のことがはっきりしない限りラムサール条約についての我々の見解は明確にできない、というような趣旨のことを言ってらっしゃるのです。そういうことから考えても、県当局のこの間の事業案にあったようなラムサール条約と県条例ですが、県条例も、僕は県の特別委員会をできる限り傍聴していますが、例えばそこに出てきている県議会の人たちは、こういうものについて条例そのものの制定が適当でないというような発言もされて、それも否定されていないのですね、特別委員会では。ということから考えても、県条例の制定は、僕個人の見

解ですが、極めて難しいのではないかと考えています。僕の判断ですけれども、これは、県当局からむしろその辺の見解をお聞きしたいと思うのですが。20日に堂本知事がいらしても、その辺の関係はあまり変わらないのではないかと。

今この事業計画をやっていますが、制度的な担保は、せっかく再生という議論をしたものの保証ですから、非常に大事だと思うのです。そうすると、せめて、ここにも書いてあるように、ラムサール条約という国際的に評価のある枠組みで保全と再生をはっきりさせていく必要がある。そういう意味でも、第二湾岸道路の問題も絡むし、同時に「具体的で」というところの漁業者との関係についても、僕は漁業者とも話し合ったし、環境省ともいろいろ話し合ってきていますけれども、例えば構築物ができる、棒とかそういうものができるのも、ラムサール条約で引っかけちゃうと思っているんです。できないと、漁業者は、それは明らかに環境省がつくっている省令から言っても僕はそれに抵触しないと思っていますし、環境省もそういう答弁をしているのです。ですから、県当局がもっと具体的に、それこそ具体的なところの障害を一つ一つ明らかにして、それで県としてどういう努力をしていくのか。僕は、「地元自治体・漁業者等」と言っていますが、むしろ県が例えば第二湾岸についてはっきりさせなければ、ラムサール条約との関係は進まないのではないかと理解しています。それが誤解なら誤解だと言っただけであればいいのですが、いずれにしても「具体的で」というところをもっと項目的にはっきりさせないとラムサール条約は絵に描いたモチになってしまうということを心配しているので、ぜひその辺、会長及び副会長も含めてよろしくお願ひしたいと思います。

大西会長　ほかにご発言ありましたら、お願いします。

よろしいでしょうか。

では、今いろいろ意見が出ましたので、倉阪さんのほうから。

倉阪委員　まず、清野さんから、水質以外についてもちゃんとわかるようにということですが、意見4の「個別の取組」というのは、これはまさに水質以外も含めて幅広くやるべきだと思っております。したがって、例えば「広域的な連携を図るための個別の取組」の前に「三番瀬の再生に関する」と入れることで、水質だけではないということがわかるように書くとか、そういったことで対応できればと思います。

竹川さんから、単純連携でいいのかどうか。(1)から(4)まで見ると、千葉県のイニシアティブが見えないというのは、まさにそのとおりでありまして、だからこそ意見4というのをに入れて、「個別の取組を積極的に企画し実施し」ぐらいにしましょうかと、千葉県のほうからもう少し仕掛けるようなことを書いてもらいたい、やってもらいたいという思いでありますので、そこについては同じだと思います。

川口さんから、下水道の記述を入れるべきだと。おそらく水質改善の話の中には、具体的な個別項目としては下水道の件も中に入っているのではないかと。そこはどういうふうに言いたいでしょうか。総量削減計画の中で具体的な選択肢としては下水道の話など入ってくるのかな、既にあるのかなと思いますが、ちょっとお知恵をいただければありがたいと思います。

それから、流れとしてAさんから「具体的」というのをもう少し具体的に。まさに「具体的」というのをどのように具体化するのか県のほうにボールを投げたいと私としては思うところではありますが、こういう進展があったというのをちゃんと説明していただ

るように、まさに具体的に動いていただきたいと思います。

大西会長　ほかに第10節、第12節について発言ありますか。

ここについては、今のやり取りで、前と同じ感じで、提案している条例とかラムサール条約への登録が行政的に進んでいないという問題もあって、再生会議としてもさらにそこを促進してくださいという願いをもう1回するというところにスタンスとしてはなるところですが、そういう意味では円卓会議で確認した線でさらにそれをプッシュするということなので、大きな意見の違いはないように思います。

12のところについては、千葉県以外との関係がいろいろ出てくるところで、外の方が、千葉県以外のいろいろな組織がつくっている計画とか、あるいはそこでの議論をすべて認めるのかという評価をしなくちゃいけないとなると、これは細かいところまで大変なことになるということですが、大きな意味で東京湾を囲む諸団体、自治体、あるいは国と連携していくということは、三番瀬の再生にとっては不可欠なので、そこで千葉県として、三番瀬再生会議での議論などを踏まえて再生のために積極的に貢献してもらおうということを含めて、「連携は必要だ」という立場に我々も立ちたいと思うのです。ですから、いろいろ千葉県として行っていただきたい主張についてはこの中に入れていくということですが、連携ということ、あるいは会議での積極的な協力体制による取り組みということについては、肯定的にとらえていきたいと私も思います。

川口委員　このラムサールについてのところで、初めて漁業者について「漁業者をはじめとする」というのを明文化したわけですが、まさに今までここがネックになっていると僕も考えています。そこで、ほかの委員に質問していいですか。

大西会長　はい。

川口委員　例えば工藤委員、漁場再生委員会に出ていますが、漁業者はラムサールについて現段階でどのような見解なんでしょうか。

工藤委員　漁場再生委員会の中で、ラムサール条約の話はまだ1回も出ていないのです。ですから、具体的にはどういうものかはわかりません。比較的近くでいろいろな話をしていますが、ラムサール条約そのものについて内容を把握している人はほとんどいないと思います。ですから、これはきちんとした説明をしなければいけないことでしょう。その上で判断を求めないと、間違ったことが多いだろうと思います。今のところお答えできるのはそういうことです。

大西会長　ラムサール条約については、この再生会議の前の円卓会議で随分議論して、具体的には条例案というのをつくっているわけです。条例案というのは、円卓会議の再生計画案、委員の方には手元に資料があると思いますが、その条例要綱案、166ページ以下のところで、こういう条例をつくってくださいという提案をしているのです。これはかなり具体的な提案であります。その中でラムサール条約についても触れていて、条例は172ページが該当のところ、ラムサールを引用しているわけですが、円卓会議の報告書の162ページに「ラムサール条約への登録促進」というのがあって、「ラムサール条約の登録に向けて早期に関係者の合意を形成していきます」と書いてあるのです。この文言なりまとめは、円卓会議には漁業者の方も入って議論したので、合意している。だから、ラムサール条約というのが三番瀬で不可能ではないということはよくわかっておられるわけです。ただ、その中でも今のところ不安があるということはここでも表明されたので、漁業協同

組合全体で不安が完全に払拭されたかどうかはその後確認していませんが、少なくともこうすることで合意を形成してラムサール条約に登録しようということについては合意しているのですね。それと重なる趣旨のことが条例案の中にも入っていて、具体的なラムサール条約というのはどういうものか、どういう手順でやっていくかというのが終わりのほうに付録もついていますので、その時点でかなり突っ込んで整理しているということです。

清野委員 円卓会議の時期と、今、ラムサール条約と漁業の関係、自然保護と漁業の関係については、周辺の社会情勢が少し進展しているような気がします。ですから、今回の事業計画の中にも、ほかでの事例で、ラムサール条約に登録したり世界遺産に登録したりという事例と、うまくそれが合意が取れない事例と、二つ国内にもありますので、そういった事例の収集をきちんとして分析して、自分たちは何ができるかというのを県のほうでやっていただけたらと思っています。

世界遺産に登録された知床の場合は、当初、ユネスコからは、日本の漁業はそういう自然保護とどれくらい折り合えるかわからないということだったので、漁業者も、自治体も、それから研究者も、自然保護と漁業が日本でどう成り立っているか、そういうデータを含めて再整理しました。その結果、そういった自然を残して漁業もやるということが行われました。

もちろん三番瀬の場合は知床と周辺の自然の残り方が全然違うのですが、それでも、漁業の中で、実際にそういうことで漁業を続けていくこととか、自然保護の場所として生きていくことによって漁業を地域の中でもう一度意識していただいて、漁業を地域がもっと応援していただけるようにしようという動きも出ています。ですから、島根の中海とか、串本とか、沖縄の慶良間とか、去年の11月に圧倒的な多さで海域が登録されてきて、漁業も続けていて、そこで地域に漁業が存続できる地歩を確保できたという事例があります。わりと地方部が多いですが。そこの合意形成の差がどうなるのか。特に地域が漁業を応援できているかどうかということの再検証も含めて進めていけたらと思っています。

だから、先ほど具体的に何をというお話だったのですが、私からの提案としては、もう少し千葉県の置かれた状況を総体的に整理するということで突破口が見つかることもあろうかと思います。

大西会長 ちょっと補足すると、円卓会議の報告書の146ページから1ページ半にわたって「ラムサール条約への登録促進」という項があって、ここに「現状」「目標」「アクションプラン」ということで一番詳しく載っています。この文章は合意してできているということですね。その決め手は、「市民生活や漁業活動との調和を図りつつ、ラムサール条約の登録に向けて早期に関係者の合意を形成していきます」ということで、合意を形成していくということだから、合意が完全に形成されているわけではないということも読み取れるということですね。合意形成が大事だと書いてあるということです。

木村委員 国のほうは、ラムサール条約に積極的に多くの湿地に登録しようということをしているのですが、県のほうに国からの働きかけはないのでしょうか。もちろん合意形成は大事ですが、国の政策というか方向性と県の調整というのはどうなっているのか、ちょっと聞いてみたいのですが。

大西会長 県のほうで、今のことについて。これまでどういうことをしたか。国との関係について説明をお願いします。

自然保護課　ラムサール条約への登録につきましては、直接的には国の事務ということになるわけですが、条約の前提の要件として、国が指定する鳥獣保護区の指定という要件もございます。その鳥獣保護区の指定にあたって地元等との合意形成が必要になってくるということですが、現時点ではそういった要件が整っていないということで、作業が進んでいないということでございます。

木村委員　ウガンダ会議というのは、もう終わった……まだこれからですか。

吉田副会長　去年です。

木村委員　それに向かって、国のほうから働きかけとかはなかったのですか。国のほうは積極的に増やそうという意向は、県は感じているのかどうか。合意形成がないからというだけでなく、そういう働きかけがあったかどうかということをお聞きしたかったのですが。

大西会長　その点はいかがでしょうか。正式に何かあったのかどうかということになるのかな。

大槻副知事　私からお答えしましょう。

円卓会議時代からラムサール条約登録についてのいろいろな必要性はこの会議の中でも議論がありまして、環境省側からも水面下で、現地の熟度がどうなっているか、これは随時いろんなご相談がございます。ただ、いま議論がありましたように、特に漁業関係の方、当事者が、今日いらっしゃると言えばいらっしゃるのだけど、漁協の中でアンケート等をする中で合意形成がなかなか取れてないというような実態もあったということも聞いてまして、私どもとしても、なかなかこの時期、ストレートに、自治体たる市、さらには漁業者の地域住民の皆さんという立場での利害関係ある方の合意を得るということはちょっと時間的にも無理だろうということで、非公式に環境省の担当と「ちょっとまだ機が熟していません」というやり取りがあることは事実です。ただ、それが公式にどうのこうのという形のペーパーにはなっていないと思います。

いずれにしても私ども、この円卓会議が始まって以来、ずっと漁業者の皆さんの理解を得るべくいろんな格好での話をしておりますが、三番瀬以前に話題提起されている盤洲干潟もひっくるめて、なかなかいまいち踏み込めない。その背景には、ノリとかアサリというそういう特殊性がひょっとしてあるのではないかと思います。先ほど清野委員からもお話がございましたように、ほかの事例から見てもあまり心配は要らないのだという形で本当に説得できるかどうか、その辺が一番大きな鍵になっているのではないかと考えています。非常に長い間、これは私どもも悩み続けながら、いい事例が本当にあれば素材として漁業者の皆さんにも提供したいと思っております。

大西会長　ということで、この場でもさっき出たように、漁業あるいはノリの養殖・栽培そのものが障害になる、ラムサールによってできなくなることはないという説明をされたと思うのですが。例えば鳥が飛んでくると、羽毛が海に落ちて、それがノリにくっついたりするかもしれない。それで取れたノリが市場でどう評価されるかという心配はあるということは、ここだったか条例の委員会だったかちょっと記憶ははっきりしませんが、そういう表明がありました。すべて漁業活動全体について心配が払拭されているわけではないと思うのです。それがこういう表現になっているということだと思います。ただ、それは双方が努力していく。さっき清野さんが言われたように、漁業との両立にどういう形態があるのかというのを議論していこうということだと思いますね。

時間が8時半を越えていますので、川口さんが手を挙げているので、川口さんの発言で

まとめたいと思います。

川口委員 今、鳥の問題が出ましたから。前回は僕は提案しましたが、いつも人間が自然界を壊して、その影響ばかり論じてくるのですが、ラムサールという渡り鳥の保護の条約ですから、鳥が人間の生活の営み、特に漁業者に対して、あるいは漁業海域に対してどの程度の影響を与えるかということ調査してはっきりと予測を立てるということも、大事な要素の一つだと思います。

それと、今、漁場は何ともないと言いますが、漁業者もいろんな形態があるわけです。おそらく県も、副知事も発言されて、なかなか一朝には行かないと胸の内をぎりぎりのところで表明しておられましたけれども、漁業者にはいろいろな形態があるということ認識しないとだめだと思います。

吉田副会長 ちょっと誤解のある発言がありましたので。

ラムサール条約は鳥の保護のための条約ではなくて、広く湿地の生態系を守るという条約ですので、鳥の保護が優先ではありません。その湿地を利用する漁業も含んで賢明な利用をしていくという趣旨ですので、それが誤解されると漁業者の方からは「漁業ができなくなる」という誤解があるといけないと思いましたので、ちょっと一言だけ。

川口委員 鳥の話が出たから言ったので、わかっております。

大西会長 ラムサール条約は円卓会議のレポートの187ページ以降に少し詳しく整理されておりますので、適宜ご参照ください。

第10章と第12章について、書かれている項目について、さっきまとめたように、大きく反対する、あるいは修正案に対して反対意見はなかったと思います。ただ、少し明確にするとか、幾つか提案があって、取りまとめに当たっている倉阪さんからもコメントがあったと思いますので、その点について修正をしていただく。あまり大きな修正箇所はなかったと思いますが。ということで、次の案、一段階進んだ案を次回出していただきたいと思います。

きょうはDとEまでで時間になりましたので、これで審議を終わりにして、次は23日、日曜日ですが、効率的に残ったC、B、Aをやらなければいけませんので、あらかじめざっと目を通して、意見をつくって来ていただければと思います。

(3) 報告事項について

- ・市川海岸塩浜地区護岸検討委員会要綱の改正及び委員の追加について
- ・平成18年度三番瀬自然環境合同調査の実施について

大西会長 では、残った議題をこなしたいと思います。

報告事項を二つお願いします。

河川計画課 護岸検討委員会から報告いたします。資料の20～23ページでございます。

護岸検討委員会の開催状況ですが、23ページをお開きください。

第8回護岸検討委員会を6月16日に開催しております。当日の議題は、「概要等」と書いてございますが、委員会の要綱の改正、現在進められている護岸工事の実施状況、事前モニタリング結果の調査の報告、今年度のスケジュール等について検討いたしました。

護岸検討委員会の要綱の改正内容ですが、20ページに戻っていただきまして、アンダ

ーラインを引いた部分が要綱の変更した部分でございます。

第1点は、「(委員長)第4条」の条項において、本検討委員会に副委員長を設置することにいたしました。これは、検討委員会の開催にあたりまして委員長が出席できない事態に対応するもので、その際にも検討委員会の進行が図れるようにするものです。なお、副委員長には、委員長の指名で倉阪委員に就任していただいております。

第2点ですが、21ページ、委員を追加変更するものです。新たな委員として遠藤委員(日本大学教授)に参加していただくことになりました。これは、今年度、委員会で護岸形状のバリエーションなどについて護岸の工学的な検討事項に対応するものです。遠藤先生は日本大学生産工学部土木工学科の教授でありまして、海岸及び港湾工学を専門にされております。当委員会で検討する護岸について、工学的な幅広い助言をいただきたいと思っております。なお、行政関係者の変更は異動に伴うものです。

以上で護岸検討委員会からの報告を終わります。

大西会長 これは、個別の検討委員会の設置に関わることで、説明を受けるということになっております。我々は意見を言うことはできますが、特にご意見はありますか。副委員長を置くということと、専門分野の方の追加です。遠藤委員が追加されました。

了承してよろしいでしょうね。

(「はい」の声あり)

大西会長 では、これは説明を受けて了承したということできたいと思います。

二つ目の報告事項についてお願いします。

環境政策課 本年度の三番瀬自然環境合同調査の実施について報告いたします。

資料3-2、24ページをお開き願います。

この調査は、県民の方、NPOの方を募って調査を実施することにより、三番瀬に対する理解を深めていただくということ。調査した結果については、モニタリングデータとして有効に活用するということを目的に、昨年度から実施しているものでございます。

調査につきましては、室内での同定確認作業が可能な底生生物調査を実施することとしております。

調査の内容は、「2 調査の概要」のとおりでございます。

本年度の実実施計画ですが、夏と秋と冬の3回実施したいと思っております。夏の現地調査は、当初6月25日に実施することで調整してきたのですが、6月25日は浦安市制施行25周年記念イベントが調査予定地の周辺で開催されるということで、当日、相当の混雑が予想されたため、延期させていただきまして、土日で潮の加減がよくて調査が可能な日ということで、7月23日に実施することといたしました。当日、調査に参加していただける方は、現在のところ27名を予定しております。

以上でございます。

大西会長 ありがとうございます。これは見出しは「調査事業の実施について」ですね。「実施」が何回も出てこなくもいいでしょうね。

今の説明にあったとおりですが、何かご質問ありますか。

竹川委員 この自然環境合同調査実施事業と平成18年度三番瀬自然環境調査事業とのつながりというのでしょうか、現在やっている平成18年度の自然環境調査事業というのは非常に大規模なもので、おそらく平成14年度の倍程度の規模のものであろうと思うのですね。

平成 14 年度の場合は 53 測点でやったわけですし、今回は 100 カ所以上あります。しかも、調査の中身も濃い。いろんな調査がありますが、当面、優先順位というのでしょうか、意味のある調査を希望するわけです。そういうことで、じかに合同調査事業についてクレームをつけるということではないのですが、むしろ、さっき触れました平成 18 年度の環境基礎調査は平成 14 年度の調査をフォローしてやる。すなわち、三番瀬の総合解析の中で提案された定期的な調査、おそらくこれが平成 18 年度の調査につながってくると思うのです。話がそういった方向に向いてしまってますいませんけれども、三番瀬の総合解析の進め方、流れということで前に解説が県のほうからもあったわけですが、そのトップに、中央粒径の問題と水深の問題、この二つが海域区分の基礎的なデータとして出ておりました。そういうことからしますと、平成 18 年度の大規模な環境基礎調査のトップに水深の超音波による測定がなくてはならない。

大西会長　　ちょっと質問の趣旨が見えないのだけど。それは別な調査に関する意見であれば、次回の会合の最初に言っていただけますか。整理して発言をお願いします。

竹川委員　　では、次回に回します。

大西会長　　報告は以上ですか。

三番瀬再生推進室　　はい。

(4) その他

大西会長　　「その他」はありますか。

三番瀬再生推進室長　　次回の第 14 回再生会議の開催の件でございます。会長からも話がありましたが、日時は 7 月 23 日 (日曜日) 午前 10 時から。場所は、海外職業訓練協会 (O V T A) というところでございます。

なお、会場は再生会議としては初めての場所です。別添で案内図が配付されておりますので、参照してください。場所は、JR 京葉線海浜幕張駅から山側に徒歩 8 分程度で、図面には「O V T A」と書いてあります。そこで行います。

以上です。

大西会長　　それでは、きょうはここまでとしまして、次回、日曜日ですが、よろしく願いいたします。

どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

3 . 閉 会

三番瀬再生推進室長　　以上をもちまして、第 13 回「三番瀬再生会議」を終了いたします。ありがとうございました。

以上